

吸収分割に係る事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書面)

2026 年 7 月 1 日

株式会社 SAKIGAKE ホールディングス

株式会社魅力屋

2026 年 7 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書面

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 6 7 0 番地
株式会社 SAKIGAKE ホールディングス
代表取締役 藤田 宗

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 6 7 0 番地
株式会社魅力屋
代表取締役 田口 剛

株式会社 SAKIGAKE ホールディングス（2026 年 7 月 1 日付で「株式会社魅力屋」から商号変更いたしました。以下「吸収分割会社」といいます。）は、株式会社魅力屋（2026 年 7 月 1 日付で「株式会社魅力屋分割準備会社」から商号変更いたしました。以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した 2026 年 2 月 17 日付吸収分割契約に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は下記のとおりです。

なお、本件吸収分割は、吸収分割承継会社である魅力屋においては会社法 796 条に規定する略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法 784 条の 2 の規定に基づき、吸収分割会社に対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の経過

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2026 年 4 月 30 日付で官報に公告を行いました。同条第 1 項による株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の経過

吸収分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

吸収分割会社において、会社法 789 条の規定による異議を述べることのできる債権者は存しないため、同条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条、及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の特別支配会社に該当するため、会社法 797 条第 3 項の規定に基づき、同条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議の手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 30 日付で官報に公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者が存在しないため、各別の催告は実施しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2026 年 2 月 17 日付吸収分割契約に従い、本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から同社が営む「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割に関する吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記申請は、いずれ

も本件吸収分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日から 14 日以内に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上